

平成 27 年 3 月 2 日

入札金額の内訳書の提出について

東京二十三区清掃一部事務組合（以下「当組合」といいます。）が入札に付す工事請負契約において、ダンピング受注の防止等を目的に、下記のとおり入札金額の内訳を記載した書類（以下「内訳書」といいます。）の提出を求めることとしますので、お知らせします。

内訳書の提出に関する事項については、入札公告、工事発注予定表又は指名通知書に明記しておりますので、入札に参加される方は確認されるようお願いいたします。

1 対象案件

当組合が入札に付す工事請負契約案件を対象とします。

2 様式

当組合ホームページに標準様式を掲載します。ただし、入札公告、工事発注予定表又は指名通知書において様式を別途指定する際は、その指定された様式を使用してください。

3 注意事項

入札の際に提出いただいた内訳書に不備がある等（次ページ別表参照）により、当該入札が無効になる場合があります。内訳書の作成に当たっては、記入例を参考に十分注意願います。

4 適用時期

平成 27 年 4 月 1 日以降に発注する工事請負契約案件から適用します。

問合せ先：東京二十三区清掃一部事務組合
総務部契約管財課契約係
電話：03-6238-0663（直）

別表

1 未提出であると認められる場合（未提出であると同視できる場合を含む。）	(1)	内訳書の全部又は一部が提出されていない場合
	(2)	内訳書とは無関係な書類である場合
	(3)	内訳書が特定できない場合
	(4)	他の入札参加者の内訳書を入手し、使用している場合
2 記載すべき事項が欠けている場合	(1)	白紙である場合又は内訳の記載が全くない場合
	(2)	必要な項目の全部又は一部の記載を欠く場合
3 添付すべきでない書類が添付されていた場合	(1)	他の工事の内訳書が添付されていた場合
4 記載すべき事項に誤りがある場合	(1)	件名に誤りがある場合
	(2)	提出者の所在地、名称、氏名に誤りがある場合
	(3)	内訳書の合計金額が入札金額と異なる場合
5 その他不備がある場合	(1)	内訳書が指定した様式を用いていない場合
	(2)	その他不備がある場合

注記

- 1 表の「4 記載すべき事項に誤りがある場合」に該当する場合において、誤りが軽微であるときは、無効としないことができる。
- 2 内訳書に「値引き」、「端数処理」又はこれに類する根拠不明の項目を追加した内訳書は無効とする。内訳書の作成に当たりそれらの項目がある場合は、現場管理費や一般管理費にそれらを反映した金額として計上すること。